

忠岡町消防本部開発指導基準

令和4年10月1日
消防長訓令(警)第14号

(目的)

第1条 この基準は、忠岡町まちづくり要綱第15条に定める消防水利施設の協議について、一定の基準を定め適正な運用を行うことにより、消防活動上必要な消防水利等の整備を図ることを目的とする。

(消防水利の設置基準)

第2条 開発区域内に設置する消防水利については、消防水利の基準(昭和39年消防庁告示第7号)のとおりとする。

(消火栓の設置基準)

第3条 開発区域内の全てを半径100m以内に包含できるように消火栓1基以上を設置するものとする。ただし、既設の有効な水利により包含される開発区域は、この限りではない。

2 有効な水利とは次に定める消防水利以外のものとする。

- (1) 架橋のない河川、池、沼などを横断する場合
- (2) 消防活動上支障があると認められる道路を横断する場合
- (3) 鉄道を横断する場合
- (4) その他、特異な地形等に遮られている消防水利

3 消火栓の規格は、次のとおりとする。

- (1) 地下式消火栓を原則とし、呼称65の口径を有するもので、直径150mm以上の上水道管に取り付けられていること。
- (2) 管網の一边が180m以下に配管されている場合は、直径75mm以上とすることができる。また、直径150mm未満でも同等以上であればこの限りでない。
- (3) 消火栓等の枠は、黄色に塗色し所在が明確に認識できるものとする。

(防火水槽の設置基準)

第4条 開発区域の面積が5,000㎡以上の場合は1基以上、10,000㎡を超えるときは、10,000㎡ごとに1基を基準として設置するものとする。

- (1) 開発規模、開発地の使用目的及び付近の状況等によりその数を増減することがある。
- (2) 開発面積が5,000㎡未満であっても、開発地の使用目的及び付近の状況等により、消防長が必要と認めた場合は、1基以上設置すること。

2 防火水槽の構造等は、次のとおりとする。

- (1) 地下式有蓋貯水槽で、有効貯水量は40㎡以上とする。
- (2) 地盤面からの落差は4.5m以下であること。
- (3) 一般財団法人日本消防設備安全センターで認定された二次製品若しくは現場打ち

鉄筋コンクリート造りとし、漏水防止が完全になされているものとする。

- (4) 現場打ち鉄筋コンクリート造りの構造基準は総務省消防庁所管の耐震性貯水槽の技術指針によること。
- (5) 吸管投入孔を水槽の容量 40 m³毎に 1 箇所以上設置すること。ただし、吸管投入孔に消防自動車が 2 m 以内に接近できない場合は、消防隊専用の採水口を設置すること。
- (6) 吸管投入孔は、その一辺の長さ又は直径が 0.6m 以上であること。
- (7) 集水ピットは、吸管投入直下に設け、一辺又は直径 0.6m 以上で、かつ、深さ 0.5 m 以上とする。
- (8) 防火水槽等の標識は別図 1 のとおりとする。

(消防活動用空地の設置基準)

第 5 条 開発区域内の地階を除く階数が 4 以上又は軒高 12m 以上の建築物には、はしご自動車が容易に接近し、有効に消防活動を行えるように消防活動用空地及び進入路を確保するものとする。

2 消防活動用空地への進入路は、次のとおりとする。

- (1) 進入路及びその他必要な幅員は 4 m 以上とし、進入路のすみ切りは別図 2 に示すものとする。
- (2) 進入路は、はしご自動車の車両重量に耐えられる構造とすること。
- (3) 進入路は、はしご自動車（高さ 4 m）の通行に支障となる門、塀、電柱、樹木、架空線、看板等を設置しないものとする。
- (4) 進入路に傾斜を設ける場合は、勾配を 10 分の 1（約 6 度）以下とし、段差は 5 cm 以下とすること。

3 消防活動用空地の位置、大きさ、構造等は、次のとおりとする。

- (1) 消防活動用空地は、原則として開発区域内に設けること。
- (2) 消防活動用空地は、非常用の進入口又はバルコニー等消防隊の侵入に有効な開口部のある面に平行して、長さ 13m、幅 6 m 以上を有効に確保すること。ただし、建築物の軒高が 15m 未満の場合は、長さ 10m、幅 5 m 以上とすることができる。
- (3) 消防活動用空地の設置位置については、消防本部警防課と協議すること。
- (4) 消防活動用空地は、はしご自動車の車両重量に耐えられる構造とすること。
- (5) 消防活動用空地は平坦とし、傾斜を設ける場合の勾配を 20 分の 1（約 3 度）以下とすること。
- (6) 消防活動用空地の周辺空間には、はしご自動車の伸長、旋回等を妨げる樹木、架空電線、その他の障害物が存在しないこと。
- (7) 消防活動用空地の路面には、別図 3 に示す表示を行うものとする。

(消防活動用空地の代替措置)

第 6 条 消防活動用空地の代替は原則として認めない。ただし、建築物の配置上確保できない等の理由があり、次のいずれかに該当する場合は、この限りではない。

- (1) 非常用進入口（代替開口部含む。）へ容易に到達できるよう、屋外階段又は 2 階以上の階に

避難ハッチ（3階以上の階は上下操作式とする。）若しくはタラップ等固定はしごを設けた場合。ただし、建築物の用途及び付近の状況等により消防長が必要と認めた場合は、設置される屋外階段等は2方向避難ができるものであること。

- (2) 前号以外で消防活動上及び避難上特に有効であると消防長が認める設備、構造等を有する場合。

（消防水利施設等の届出）

第7条 事業者は、開発区域内に消防水利施設等を設置する場合、工事着工日の10日前までに消防水利施設等設置計画書（別記様式1）を消防長に提出するものとする。

- 2 事業者は、消防水利施設等を設置したときは、遅滞なく消防水利施設等完了検査申請書（別記様式2）を消防長に提出し、消防が行う完成検査を受けるものとする。この場合において、必要に応じて設置工事中に消防の中間検査を受けるものとする。

（消防水利の指定）

第8条 事業者は、開発区域内の消防水利施設等を消防指定水利とする場合は、本基準とあわせて忠岡町消防指定水利規程（昭和58年規程第1号）に基づき設置するものとする。

（基準の特例）

第9条 消防長が、大規模な開発行為又は特異な開発行為が行われる場合で消防活動上特に必要と認めるときは、この基準によることなく別に指示することができる。

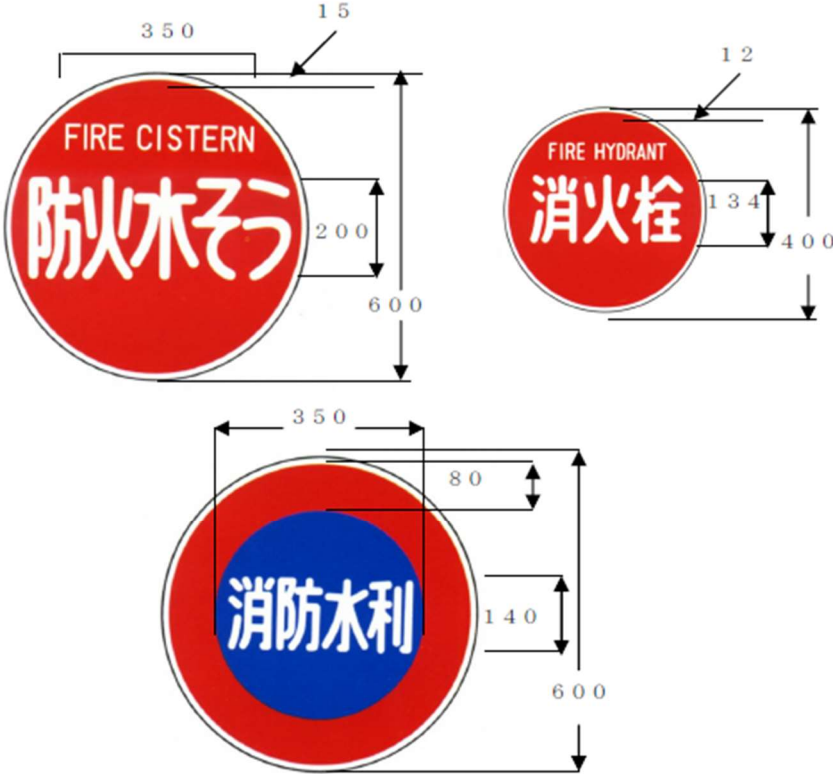
- 2 消防長が、消防活動上特に必要でないとき、この基準を適用しないことができる。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年10月1日から施行する。
- 2 開発行為に係る消防施設指導基準（平成27年 基準第1号）は廃止する。

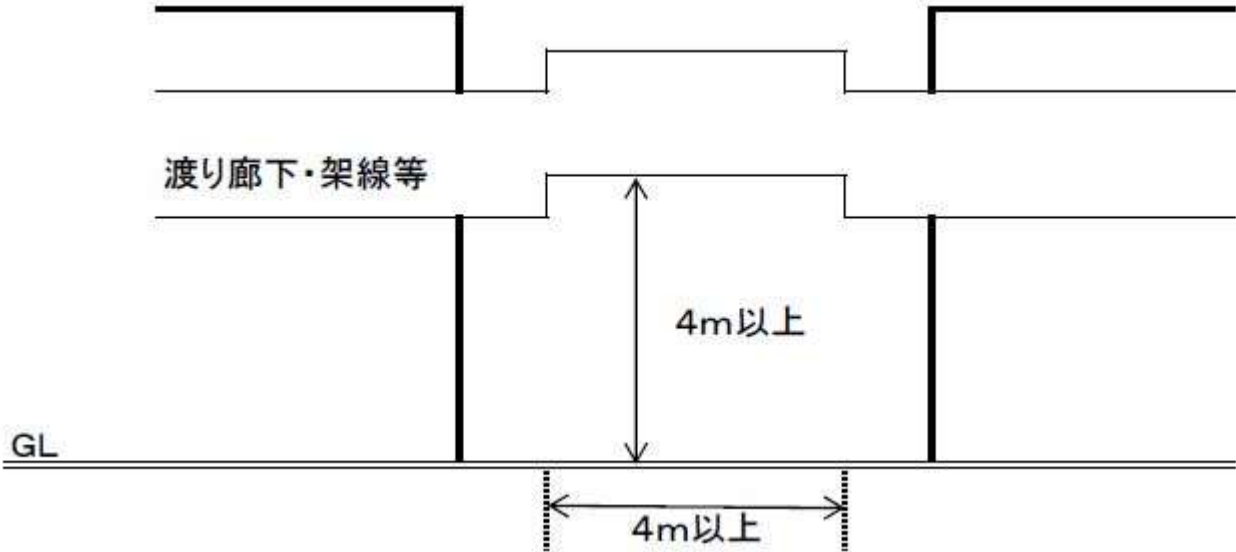
(消防水利標識図)

(単位mm)



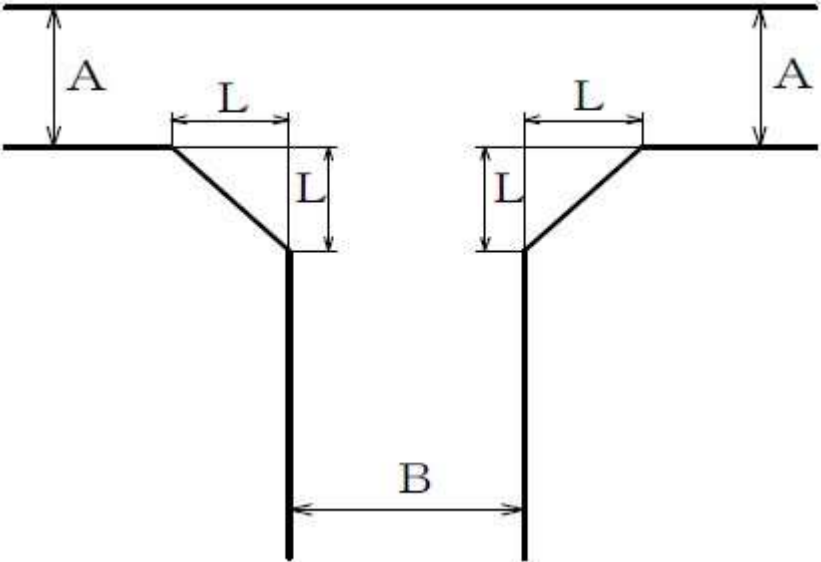
色彩：文字及び縁を白色、枠を赤色、地を青色とし、原則として反射塗料を用いる。

(進入路の障害)



(すみ切りの方法)

$$L \geq 14m - (A+B)$$



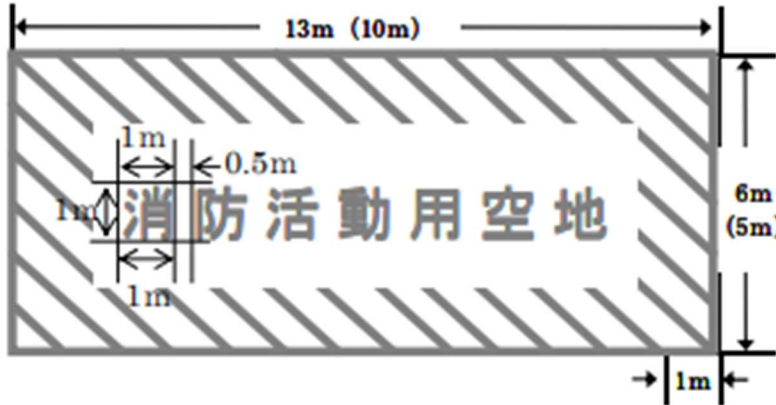
備考

すみ切りは、上記に示す値とする。

ただし、交差角が直角と著しく相違する場合、その他特別の理由又は、建築物の状況により消防長が認める場合は、個々の交差点ごとに決定する。

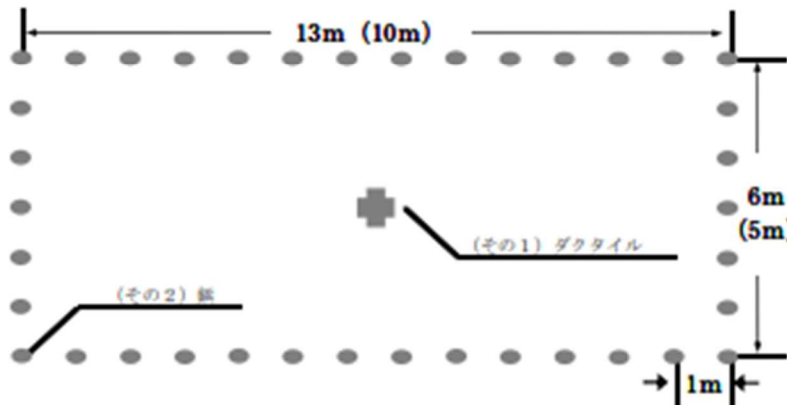
(消防活動用空地の標示例)

●路面標示例1 (路面標示用塗料)



- 黄色路面標示用塗料による施工又は同等以上の視認性及び耐久性を有する施工
 - 枠線は13(10)m×6(5)m
 - 斜線の間隔は枠線部で概ね1m
 - 各線の幅は概ね15cm
 - 文字は概ね1m四方
 - 文字の間隔は概ね0.5m
 - 文字は縦書も可能
- ※ () 内は中層建物対応の場合

●路面標示例2 (消防活動用空地規制標示材)



- 路面標示材【(その1)ダクタイル及び(その2)紙】による施工又は同等以上の視認性及び耐久性を有する施工
- 1m間隔で紙を配置して13(10)m×6(5)mを確保
- ダクタイルは中央に配置
- 標識は概ね5m以内に設置

